長井市監査委員告示第６号

定例監査の結果について

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により公表する。

令和８年９月２９日

長井市監査委員　梅　津　宏　明

長井市監査委員　勝　見　英一朗

記

１　監査の範囲　　令和７年度（令和７年４月～令和８年３月）の一般会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況

２　監査の期日及び監査対象課

年　月　日	監 査 対 象 課
令和８年９月２９日（火）	財政課 市民課

３　監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められたが、財政課においては、行政財産目的外使用料の算定等について、市民課においては、業務委託等の契約事務処理及び異なる節に予算措置されているものについて留意を求めた。